

基安安発 1112 第 5 号
令和 3 年 11 月 12 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底について

令和 3 年 10 月 27 日に岐阜県内の山岳トンネル工事現場において切羽の肌落ち災害が発生し、これにより現場で作業に従事していた労働者 1 名が死亡するとともに、1 名が重傷となったところである。

本件災害については、現在所轄労働基準監督署等において調査中であるが、切羽における同種災害の防止を図る必要がある。

このため、標記について、別添 1 により建設関係団体に対し、別添 2 により山岳トンネル工事の主たる発注者に対し、別添 3 により関係省に対して「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成 28 年 12 月 26 日基発 1226 第 1 号）に基づく肌落ち災害防止対策が徹底されるよう要請を行っているので、了知されたい。

別添 1

基安安発 1112 第 2 号
令和 3 年 11 月 12 日

建設業労働災害防止協会 専務理事 殿
一般社団法人建設産業専門団体連合会 常務理事 殿
建設労務安全研究会 事務局長 殿
一般社団法人全国建設業協会 専務理事 殿
一般社団法人日本建設業連合会 専務理事 殿
一般社団法人全国中小建設業協会 専務理事 殿
一般社団法人日本トンネル技術協会 専務理事 殿
一般社団法人日本トンネル専門工事業協会 専務理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底について

平素より、建設業における労働災害防止について、格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 10 月 27 日に岐阜県内の山岳トンネル工事現場において切羽の肌落ち災害（死亡者 1 名、負傷者 1 名。以下「本件災害」という。）が発生したところです。

本件災害については、災害発生原因の詳細は調査中ではありますが、切羽における同種災害の防止を図る必要があります。

つきましては、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成 28 年 12 月 26 日基発 1226 第 1 号。以下「ガイドライン」という。）に基づく肌落ち災害防止対策が徹底されるよう改めて周知するとともに、特に下記に留意されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 切羽の立入禁止措置（ガイドライン第 5 の 1 関係）

ガイドラインでは、切羽への労働者の立入りを原則として禁止し、真に必要な場合にのみ立ち入らせることとしていること。

このため、「真に必要な場合」の判断基準を定めるとともに、労働者を切羽に立ち入らせる場合の安全確保対策をあらかじめ策定し労働者に周知徹底すること。

2 肌落ち防止計画の作成（ガイドライン第5の2関係）

ガイドラインでは、肌落ち防止計画を定めるとともに、これに基づく作業手順書を作成することとしていること。

このため、作業手順書等を労働者に周知徹底するとともに、ずい道等の掘削作業主任者は作業手順書等に基づき作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業手順書等に基づき作業が行われるよう直接指揮を行うこと。

3 肌落ち防止計画の実施及び変更（ガイドライン第5の3関係）

ガイドラインでは、切羽の調査結果及び地山等級の査定結果、その他の情報から作成した肌落ち防止計画によって十分な肌落ち対策ができないおそれがあると認められる場合には、元請事業者は、発注者及び設計者と十分検討を行い、肌落ち防止計画を適切なものに変更することとしていること。また、元請事業者は変更した肌落ち防止計画を関係労働者に確実に周知することとしていること。

別添2

基安安発 1112 第3号
令和3年11月12日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 担当理事 殿
独立行政法人水資源機構 担当理事 殿
東日本・中日本・西日本各高速道路株式会社 担当役員 殿
首都高速道路株式会社 担当役員 殿
阪神高速道路株式会社 担当役員 殿
北海道・東日本・東海・西日本・四国・九州各旅客鉄道株式会社 担当役員 殿
一般社団法人日本地下鉄協会 専務理事 殿
一般社団法人日本民営鉄道協会 理事長 殿
電気事業連合会 専務理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底について

平素より、建設業における労働災害防止について、格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年10月27日に岐阜県内の山岳トンネル工事現場において切羽の肌落ち災害（死亡者1名、負傷者1名。以下「本件災害」という。）が発生したところです。

本件災害については、災害発生原因の詳細は調査中ではありますが、切羽における同種災害の防止を図る必要があります。

つきましては、貴法人（の傘下会員）※が発注する山岳トンネル工事において「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成28年12月26日基発1226第1号。以下「ガイドライン」という。）に基づく肌落ち災害防止対策が徹底されるよう改めて周知するとともに、特に下記に留意されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

※ 一般社団法人日本地下鉄協会、一般社団法人民営鉄道協会、電気事業連合会については括弧内の表現を追記する。

記

1 切羽の立入禁止措置（ガイドライン第5の1関係）

ガイドラインでは、切羽への労働者の立入りを原則として禁止し、真に必要な場合にのみ立ち入らせることとしていること。

このため、「真に必要な場合」の判断基準を定めるとともに、労働者を切羽に立ち入らせる場合の安全確保対策をあらかじめ策定し労働者に周知徹底すること。

2 肌落ち防止計画の作成（ガイドライン第5の2関係）

ガイドラインでは、肌落ち防止計画を定めるとともに、これに基づく作業手順書を作成することとしていること。

このため、作業手順書等を労働者に周知徹底するとともに、ずい道等の掘削作業主任者は作業手順書等に基づき作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業手順書等に基づき作業が行われるよう直接指揮を行うこと。

3 肌落ち防止計画の実施及び変更（ガイドライン第5の3関係）

ガイドラインでは、切羽の調査結果及び地山等級の査定結果、その他の情報から作成した肌落ち防止計画によって十分な肌落ち対策ができないおそれがあると認められる場合には、元請事業者は、発注者及び設計者と十分検討を行い、肌落ち防止計画を適切なものに変更することとしていること。また、元請事業者は変更した肌落ち防止計画を関係労働者に確実に周知することとしていること。

別添3

基安安発 1112 第4号
令和3年11月12日

国土交通省大臣官房技術調査課長 殿
農林水産省農村振興局設計課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底について

令和3年10月27日に岐阜県内の山岳トンネル工事現場において切羽の肌落ち災害が発生し、これにより現場で作業に従事していた労働者1名が死亡するとともに、1名が重傷となったところです。

本件災害については、災害発生原因の詳細は調査中ではありますが、切羽における同種災害の防止を図る必要があります。

つきましては、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成28年12月26日基発1226第1号。以下「ガイドライン」という。）に基づく肌落ち災害防止対策が徹底されるよう改めて周知するとともに、特に下記に留意されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 切羽の立入禁止措置（ガイドライン第5の1関係）

ガイドラインでは、切羽への労働者の立入りを原則として禁止し、真に必要な場合にのみ立ち入らせることとしていること。

このため、「真に必要な場合」の判断基準を定めるとともに、労働者を切羽に立ち入らせる場合の安全確保対策をあらかじめ策定し労働者に周知徹底すること。

2 肌落ち防止計画の作成（ガイドライン第5の2関係）

ガイドラインでは、肌落ち防止計画を定めるとともに、これに基づく作業

手順書を作成することとしていること。

このため、作業手順書等を労働者に周知徹底するとともに、ずい道等の掘削作業主任者は作業手順書等に基づき作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業手順書等に基づき作業が行われるよう直接指揮を行うこと。

3 肌落ち防止計画の実施及び変更（ガイドライン第5の3関係）

ガイドラインでは、切羽の調査結果及び地山等級の査定結果、その他の情報から作成した肌落ち防止計画によって十分な肌落ち対策ができないおそれがあると認められる場合には、元請事業者は、発注者及び設計者と十分検討を行い、肌落ち防止計画を適切なものに変更することとしていること。また、元請事業者は変更した肌落ち防止計画を関係労働者に確実に周知することとしていること。